

家電は再資源の宝庫

「家電リサイクル法」で、使用済みの家電がごみから資源に。

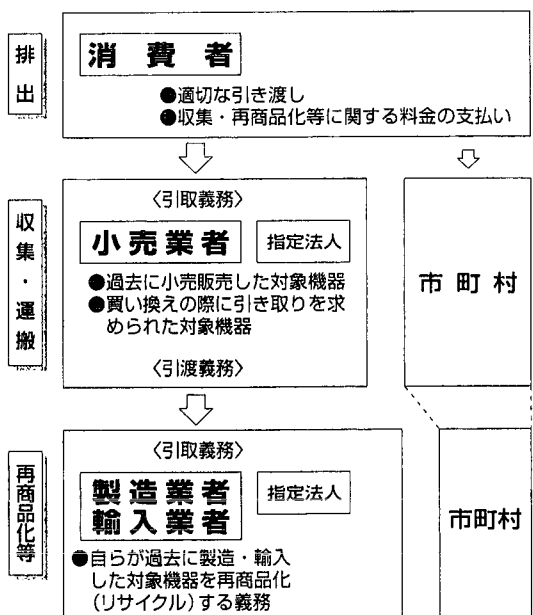
使用済みの家電製品は、金属やプラスチック、ガラスなどのリサイクル資源の宝庫。2001年4月にスタートする「家電リサイクル法」は、家電のリサイクルについて製造業者、小売業者、消費者がそれぞれ役割分担と責任を担う新しいリサイクルシステムです。

新しいリサイクルの仕組みが二〇〇一年にスタート

家庭からごみとして出される家電製品は、年間約六十四万トン。それらにはプラスチック、ガラスなど再利用できる資源がたくさん含まれていますが、ほとんどリサイクルされないまま、粉砕処理や埋め立てなどで捨てられているのが現状です。

二〇〇一年四月からスタートする「家電リサイクル法（正式名称／特定家庭用機器再商品化法）」は、こうした家電製品の資源を有効に活用し、適正な廃棄物処理をするための、新しいリサイクルの仕組みです。

家電リサイクル法による再商品化の流れ



再商品化の義務を負う製造業者
消費者は費用を負担

リサイクルの対象となるのは、家庭での普及率が高いテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの四品目。この四品目で使用済み家電の約八割を占めています。

「家電リサイクル法」の下では、使用済み家電はそれをつくらせた製造業者に戻され、製造業者がリサイクルの義務を負うこととなります。また、家電製品を売る小売業者、それを購入し利用する消費者も、それぞれリサイクルについて役割を分担し

なければなりません（右図）。消費者の役割は、不要になった家電が出たときに小売業者にそれを引き渡すこと。その際、リサイクルにかかる収集・運搬再商品化などの処理費用を負担することです。負担額は、製品によって異なりますが、二千～五千円くらいと見込まれています。

家電リサイクルは、わたしたち消費者が起点です。使用済みになった家電は不法投棄したりせず、リサイクルの流れにちゃんとあわせてあげるようにしてください。

リサイクルの前に ごみになるものを なるべく出さない

リサイクルはごみを減らすだけでなく、原材料からつくられるよりもエネルギーの消費が少ないため、大気汚染や二酸化炭素の量が減るなど、環境的にも大きなメリットがあります。

しかし、リサイクルさえすれば、ごみや環境汚染がなくなるわけではない。その前に大事なものは、要らないもの、ごみになるものを極力出さないということです。

例えば、必要のないものはなるべく買わない、買ったものは大事に使って長く使う、使えるものはほかの人に譲る……など、工夫できることはたくさんあります。

また、リサイクルの流れは、リサイクル品が消費者の手に戻って初めて一つの輪になります。ごみを分別するだけでなく、リサイクル品も積極的に利用していきたいものです。

保健福祉だより

10月

◎事業日程

日	曜	事業名	対	象	会	場
1	金	予防接種「ポリオ」 午後1時30分から	生後3カ月から7歳6カ月まで			
6	水	機能訓練 (後遺症者の集い)	脳卒中およびその他後遺症者			
7	木	母親学級	妊娠届けをすませ方			
8	金	予防接種「三種混合」① ※1期該当者は3回継続します。 午後1時30分から	1期追加：初回接種（3回）後12カ月から18カ月			
13	水	心の健康講演会 健康相談会	一般住民			
19	火	定例健康相談会 午後1時30分から	一般住民			
20	水	機能訓練 (後遺症者の集い)	脳卒中およびその他後遺症者			
21	木	乳児健診 午後1時30分から	H11年6月1日～7月31日生まれ H10年12月1日～H11年1月31日生まれ			
28	木	幼児歯科検診 ※希望者にはフッ素・サボライド塗布あり 午前9時45分から 午後1時30分から	9か月児から4歳児まで 希望者は10月21日までに住民課 保健福祉係までお申込み下さい。			
29	金	予防接種「三種混合」② ※3回継続します。 午後1時30分から	1回目からの方、及び追加者			

保健福祉センター

♣クローバー教室

犬の引き取り日 今月はありません。
取り締まり日 1日(金)、15日(金)、29日(金)

日	曜	機能訓練内容	会場
5	火	組ひも・ちぎり絵	保健福祉センター
19	火	組ひも・ちぎり絵	時間 午後1時30分 ※バスを運行します。

年金コーナー

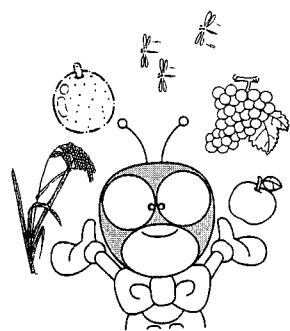
納め忘れの保険料は
早めに
納めましょう

国民年金は、加入し保険料を納めることにより、年をとったときの「老齢基礎年金」、けがや病気になるなどのときに「障害基礎年金」、「遺族基礎年金」などを受け取ることが出来ます。

保険料を納め忘れの期間が多くなると、これらの年金が受けられない場合があります。

保険料は2年以内なら前の方も納めることができますがその後は時効で納めたくても納められなくなりますので、早めに納めましょう。

納め忘れをなくするためには「口座振替」をご利用ください。



年金Q&A

Q 私は今現在国民年金の保険料を納めています。以前に仕事をうまくいかず収入がなかったため保険料の免除を受けていたことがあります。

保険料の免除期間があると老齢基礎年金が満額受けられませんが、今からでも免除された期間の保険料を納めることができますか？

A 保険料の免除を受けた期間については、年金を受けるための資格期間になります。老齢基礎年金の額を計算するときは、保険料を納めた場合に比べ3分の1となってしまう。

そのため、経済的に余裕ができた場合は10年以内であればさかのぼって納めることができる「追納制度」があります。

追納は、10年以内の古い分から順に納めることになっています。

追納する額は、今年度中であれば、9・10年度分は加算がつかませんが、8年度以前分は経過した年数により、当

時の保険料に加算がついた金額で納めることとなりますので、なるべく早く納められることをお勧めします。

Q、最近マスコミなどで、「将来、年金制度があぶない！」などといわれていますが、本当はどうなのでしょう？

A、公的年金制度は、年金を受け取る側と保険料を納める側の両方のバランスをうまくとっていく必要があります。

そのため、公的年金制度では、社会情勢の変化に対応できるように5年に1回は「財政再計算」をして、将来の年金を支給するのに必要な財源となる保険料収入などの予測をたて、年金額や保険料額を見直しています。

公的年金制度は、このように国が責任を持って、長期的に健全かつ安定的に運営しているため、将来にわたって確実に年金がもらえます。

また、公的年金制度は、全国七千万人の被保険者で支えている制度であり、なくなるということはありません。